

令和4年9月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(付託議案関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

報告第 2 号

専決処分 の 報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 12 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年8月2日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 番号 | 発 生 日 発 生 場 所 | 和解の相手方 相手方の車両等 | 損害賠償の額 | 和解事項 |
|----|-------------------------------|-------------------------------------|------------|--|
| 1 | 令和2年10月2日 熊本市中央区千葉城町 地内 | 個人 (車両所有者) (車両運転者) 原動機付自転車 | 3,753,917円 | 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。 |
| | | 富田薬品 株式会社 (車両所有者) 普通貨物車 | 504,954円 | |
| 2 | 令和3年6月28日 玉名市岱明町開田地内 | 個人 (車両運転者) | 623,200円 | |

| | | | |
|---|-------------------------|-----------------------------------|------------|
| 3 | 令和3年10月25日 熊本市東区新生地内 | 個人 (車両所有者) (車両運転者) 普通乗用車 | 1,943,209円 |
| | | 個人 (車両同乗者) | 31,584円 |
| 4 | 令和3年12月6日 合志市須屋地内 | 個人 (所有者) プレハブ倉庫 | 990,000円 |
| 5 | 令和4年4月27日 熊本市中央区神水地内 | 個人 (車両所有者) 軽乗用車 | 33,733円 |

専決処分の報告について

警察本部

報告第 2 号

| 番号 | 和解及び損害賠償の相手方 | 過失割合、損害額及び過失相殺後の賠償額 | 事故の状況 |
|----|---|--|--|
| 1 | 個人 (車両所有者) (車両運転者) | 県：相手方＝100：0 ----- 県 0円 相手方3,753,917円 ----- 3,753,917円 | 令和2年10月2日午前7時32分頃、熊本市中央区千葉城町地内において、現場臨場中の熊本中央警察署員が、公用車から降車するため助手席ドアを開放した際、運転者は同乗者による安全不確認、同乗者は安全不確認により、後方から進行してきた相手方車両（二輪車）に衝突したものの。 |
| 2 | 富田薬品株式会社 (車両所有者) 個人 (車両運転者) | 県：相手方＝100：0 ----- 県 220,000円 相手方1,128,154円 ----- 1,128,154円 | 令和3年6月28日午後5時25分頃、玉名市岱明町開田地内において、業務中の玉名警察署員運転の公用車が、前方不注意により、信号停車中の相手方車両に追突したものの。 |
| 3 | 個人 (車両所有者) (車両運転者) 個人 (車両同乗者) | 県：相手方＝90：10 ----- 県 111,584円 相手方2,203,103円 ----- 1,974,793円 | 令和3年10月25日午前8時55分頃、熊本市東区新生地内において、捜査中の熊本東警察署員運転の公用車が交差点を直進する際、左方の安全不確認により、左方から進行してきた相手方車両に衝突したものの。 |
| 4 | 個人 (所有者) | 県：相手方＝100：0 ----- 県 97,306円 相手方 990,000円 ----- 990,000円 | 令和3年12月6日午後2時35分頃、合志市須屋地内において、巡回連絡中の熊本北合志警察署員運転の公用車（二輪車）が方向転換する際、運転操作不適により、相手方が自宅敷地内に設置していたプレハブ倉庫に衝突したものの。 |
| 5 | 個人 (車両所有者) | 県：相手方＝100：0 ----- 県 13,343円 相手方 33,733円 ----- 33,733円 | 令和4年4月27日午前8時27分頃、熊本市中央区神水地内において、緊急走行で現場臨場中の熊本東警察署員運転の公用車が、信号停車中の相手方車両の右側を追い越す際、左方の安全不確認により、信号停車中の同車両に衝突したものの。 |

報告第 30 号

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| | | |
|----|--|-----------------|
| 件名 | 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について | 警察本部 組織犯罪対策課 |
|----|--|-----------------|

1 設立目的

暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に設立。
暴力団排除のための広報・啓発、暴力相談への対応、暴力団離脱者に対する社会復帰支援等を実施。

2 令和3年度決算額

| | |
|--------|-------------|
| 収入 | 36,487,086円 |
| 事業活動収入 | 36,487,086円 |
| 投資活動収入 | 0円 |
| 財務活動収入 | 0円 |

①
事業活動収入内訳
補助金1,353万円、賛助会1,159万円
財産利息779万0,604円、
講習受託事業187万円5,773円
寄付金170万円、特定資産利息収入618円
雑収入91円

| | |
|--------|-------------|
| 支出 | 35,896,788円 |
| 事業活動支出 | 35,320,028円 |
| 投資活動支出 | 576,760円 |
| 財務活動支出 | 0円 |

②
事業活動支出内訳
(事業費2,584万8,066円、管理費947万1,962円)
投資活動支出内訳
(退職給付32万6,760円、車両購入積立25万円)

収支差額 590,298円・・・③(①-②)

3 令和4年度事業計画

「暴力団を許さない県民意識の高揚」、「暴力団等による不当な行為からの被害防止」を事業の基本とし、
○ 相談活動事業、暴力団離脱者更正促進事業等の『犯罪被害者救済事業』
○ 広報啓発事業、暴力団排除組織・団体等への支援事業等の『犯罪被害防止事業』を実施。

4 令和4年度予算額

| | |
|--------|--------------|
| 収入 | 143,670,000円 |
| 事業活動収入 | 41,170,000円 |
| 投資活動収入 | 102,500,000円 |
| 財務活動収入 | 0円 |

④
事業活動収入内訳
補助金1,841万円(訴訟費用含む)、賛助会1,160万円
基本財産利息780万円、寄付金180万円
講習受託事業154万円、特定資産利息1万円
受取利息1万円
投資活動収入内訳
有価証券償還1億円
不足金補てん積立250万円

| | |
|--------|--------------|
| 支出 | 143,670,000円 |
| 事業活動支出 | 43,420,000円 |
| 投資活動支出 | 100,250,000円 |
| 財務活動支出 | 0円 |

⑤
事業活動支出内訳
(事業費3,302万0,440円、管理費1,039万9,560円)
投資活動支出内訳
(投資有価証券取得1億円、車両購入積立25万円)

収支差額 0円・・・⑥(④-⑤)

※ 令和4年度の予算額については、暴追センターにおいて公益目的保有財産として保有している国債の一部が令和5年3月に満期となるため、投資活動の償還収入として1億円が通常分より加算計上されている。(償還収入の1億円については、再度、投資活動として国債に支出充当する予定。)

※ 令和3年度の決算額と令和4年度の予算額(投資活動収入を除く)に約500万円の差が生じているのは、暴力団事務所使用差止め等請求を民間人から委託を受けた際の訴訟費用等について、熊本県からの補助金を充当(予備費等対応)するとなっていることから、それを含め予算計上しているため。